（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第十五条　法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

［一～三　略］

四　特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十五号において同じ。）にあつては、当初信託元本額

五　電子決済手段の信託にあつては、次に掲げる事項

イ　電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ　電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ　電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ　取り扱う電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び概要

ホ　電子決済手段を発行する者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続

ヘ　当該信託に関し顧客の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した顧客の損失の補償その他の対応に関する方針

ト　その他電子決済手段の内容に関し参考となると認められる事項

六　暗号資産等の信託（暗号資産又は暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十六条の三第二項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。第三十一条の十七第二号において同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。第二十二条第十八項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ　暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ　暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ　暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ　当該信託に関する暗号等資産の概要及び特性（当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ　その他暗号等資産の性質に関し参考となると認められる事項

［2～6　略］

7　法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　略］

八　電子決済手段の信託にあつては、当該信託契約に係る電子決済手段の償還の方法

8　［略］

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第十九条　法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十六号から第十八号まで及び第七項各号に掲げる事項については、受益

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第十五条　［同上］

［一～三　同上］

四　特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十四号において同じ。）にあつては、当初信託元本額

［号を加える。］

五　暗号資産等の信託（暗号資産又は暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十六条の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。第三十一条の十七第二号において同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。第二十二条第十項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ　暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ　暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ　暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ　当該信託に関する暗号資産の概要及び特性（当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ　その他暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項

［2～6　同上］

7　［同上］

［一～七　同上］

［号を加える。］

8　［同上］

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第十九条　法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十五号から第十七号まで及び第七項各号に掲げる事項については、受益